平成２１年（フ）第４１２号
山形県西村山郡河北町谷地辛134番地
債務者　兼子　行裕
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９６号
北海道亀田郡七飯町字上藤城403番地27
債務者　西山三樹子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
函館市大澗町225番地
債務者　領毛　直美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９号
島根県大田市仁摩町仁万516番地１
債務者　三原　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２１年（フ）第３１３号
釧路市鳥取北９丁目１番23号
破産者　貞金　　聡
1　主文　当裁判所が平成21年11月２日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、「3　免責についての意見申述期間　平成21年12月８日まで」とあるのを「3　免責についての意見申述期間　平成22年１月15日まで」と更正する。
2　決定年月日　平成21年11月９日
釧路地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第８６７号
静岡県牧之原市西萩間594番地の１
破産者　有限会社マルワ製茶
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７８号
札幌市清田区平岡３条２丁目12番14号
破産者　豊電設株式会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９号
岩手県宮古市上村１丁目９番35号
破産者　中村建設株式会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成１９年（フ）第１７４号
茨城県猿島郡境町1666番地の１
破産者　下総工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第５０７号
千葉県市原市八幡石塚２丁目13番地13　リバーサイド松原303号
破産者　岡田　房夫
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第３６１８号
愛知県海部郡七宝町鷹居３丁目２番１
破産者　株式会社モリカ
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９７４号
兵庫県姫路市広畑区正門通３丁目１番地３
破産者　エイチ・エス・ピー販売株式会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第６３２号
茨城県那珂郡東海村石神外宿2462番地の28
破産者　石神建設工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９４号
岐阜県大垣市桧町898番地の８
破産者　有限会社オカセキ工事
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第７００号
静岡県島田市阿知ケ谷173番地の１
破産者　株式会社三益社
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１２３号
香川県観音寺市大野原町井関532番地１
破産者　有限会社今井建築
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２０年（フ）第５１０号
長崎市上戸石町2130番地146
破産者　株式会社イケダ
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成１８年（フ）第１４４号
秋田県湯沢市秋ノ宮字中島68番地１
破産者　有限会社菅一工業
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第４２号
最後の住所山口県宇部市野原２丁目２番73―121号
破産者　被相続人坂田佳和相続財産
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部